

第6期大分県地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和8年3月

大分県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	-----	2
2 計画の位置付け	-----	3
3 計画の目的	-----	3

## 第2章 第5期計画の概要と実績

1 第5期計画の概要	-----	4
2 第5期計画の実績	-----	4

## 第3章 第6期計画

1 計画の期間	-----	6
2 計画の対象	-----	6
(1) 組織及び施設等の範囲		
(2) 対象とする事務及び事業		
(3) 温室効果ガスの種類及び主な発生源等		
3 温室効果ガスの削減実績及び削減目標	-----	7
4 温室効果ガス排出抑制に資する取組の目標	-----	7
5 具体的な取組	-----	9
6 計画の推進・点検体制等	-----	11
7 実施状況の報告・公表	-----	11

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、地球上の生物の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされており、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。県民の生活基盤にも深刻な影響を及ぼすことから、その防止に向けて早急に対策を推進することが求められている。

これまでの国際的な動向としては、1997（平成9）年12月の「気候変動枠組条約第3回締結国会議」にて採択された「京都議定書」において、我が国は2008（平成20）年から2012（平成24）年の間の温室効果ガスの排出量を、1990（平成2）年比で6%削減することを国際的に約束した。これを受けて、1998（平成10）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体に対して自ら行う事務及び事業において排出される温室効果ガス排出抑制のための実行計画を策定することが義務付けられた。

県では、このような状況を踏まえ、2000（平成12）年4月に「大分県地球温暖化対策実行計画」を策定し、本県の事業活動等において排出される温室効果ガスの削減に資する取組等を推進してきた。

そして2016（平成28）年3月に、県内すべての家庭や事業所等から排出される温室効果ガスの削減を推進する「大分県地球温暖化対策地域推進計画」と統合し、新たに「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」（期間：平成28年度～令和2年度）を策定した。庁内の温室効果ガス排出量削減に資する取組等を定める計画はその「事務事業編」として継続することとなった。

その後の国際情勢としては、2015（平成27）年12月に途上国を含む全ての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。協定では、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えるとともに1.5度未満に収まるよう努力することや、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め、21世紀後半には実質ゼロにすることなどが定められている。

国内でも、2020（令和2）年10月に政府が行った2050年カーボンニュートラル宣言を契機に、その取組が加速している。特にカーボンニュートラルの実現に向けては、化石燃料中心から、クリーンエネルギー中心への社会経済システムの変革「グリーントランスフォーメーション（GX）」が不可欠であることから、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）を制定し、成長志向型カーボンプライシング

の導入など、産業界を巻き込んだ抜本的な取組が開始されている。

国の削減目標等を定める地球温暖化対策計画も、カーボンニュートラル宣言以降2度の改定が行われており、2025（令和7）年2月の改定では、排出削減と経済成長の同時実現を目指すという方向性のもと、2040（令和22）年度に2013（平成25）年度比で73%温室効果ガスを削減するという野心的な目標が決定され、国連に対し、日本のNDC（国が決定する貢献）として提出された。同時に政府の事務・事業に関する排出削減計画「政府実行計画」の改定も行われ、2040（令和22）年度までに2013（平成25）年度比で79%削減する新たな目標が設定されている。

こうした世界や国の動向を背景に、本県においても大分県版カーボンニュートラルの実現に向け、新たな計画の策定が必要となっている。

## 2 計画の位置付け

法に基づき、大分県庁が、県全体の計画である大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）における業務部門であることも踏まえ、「事務事業編」として本県が自ら行う事務及び事業において排出される温室効果ガスの削減に資する取組等を推進する。

## 3 計画の目的

県が率先して庁内の温室効果ガス排出量を削減することにより、一事業所として大分県の温室効果ガス排出量削減に貢献するとともに、県内の家庭や事業所等における地球温暖化対策への取組の気運を高めることで、県全体の地球温暖化対策を一層推進することを目的とする。

## 第2章 第5期計画の概要と実績

### 1 第5期計画の概要

- ① 計画期間 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間
- ② 基準年度 2013（平成25）年度実績
- ③ 削減目標 2013（平成25）年度基準として温室効果ガス排出量を46.3%削減

### 2 第5期計画の実績（基準年度との比較）

#### ① 2024（令和6）年度温室効果ガス総排出量実績

項目	単位	H25 (基準年度)	R6			R7 削減目標 (基準年度比)
			排出量	H25(基準年度)比		
				増減量	増減率	
温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	60,971	32,394	▲28,577	▲46.9%	▲46.3%
電気	t-CO <sub>2</sub>	47,318	21,139	▲26,179	▲55.3%	
※使用量	千kWh	73,530	78,660	5,130	7.0%	
庁舎冷暖房用等 燃料	t-CO <sub>2</sub>	6,627	5,796	▲831	▲12.5%	
ガソリン	t-CO <sub>2</sub>	4,504	2,873	▲1,631	▲36.2%	
その他（軽油等）	t-CO <sub>2</sub>	2,522	2,586	64	2.5%	

2024（令和6）年度の温室効果ガス総排出量の実績は32,394t-CO<sub>2</sub>であり、2013（平成25）年度に比べて46.9%の減少となっている。

項目別にみると、電気が21,139t-CO<sub>2</sub>（▲55.3%）、庁舎冷暖房用等燃料が5,796t-CO<sub>2</sub>（▲12.5%）、ガソリンが2,873t-CO<sub>2</sub>（▲36.2%）、その他（軽油等）が2,586t-CO<sub>2</sub>（+2.5%）となっている。

#### 【電気】

電気については、使用に係る温室効果ガス排出量が大幅に減少している。これは、原子力発電所の再稼働や再生可能エネルギーの普及拡大により、CO<sub>2</sub>排出係数が低下したことが主な要因として挙げられる。

一方、使用量については減少していない。空調機器等の電化が進み、灯油等のエネルギー消費が抑えられる代わりに電気使用量が増加してしまうこと、また近年の極端な気候変動の影響により、空調利用が増加せざるを得ないことなどが、その原因と考えられる。

### 【庁舎冷暖房用等燃料】

庁舎冷暖房用等燃料の使用に係る温室効果ガスの排出量は減少している。本庁舎等の冷暖房機器の更新や室温設定の管理徹底が主な要因として挙げられる。

### 【ガソリン】

ガソリンの使用に係る温室効果ガス排出量は減少している。ハイブリッドやEVなどの電動車、低燃費車への買換えなどが主な要因として挙げられる。

## ② 2024（令和6）年度温室効果ガス排出抑制に資する取組実績

項目	単位	R1 (基準年度)	R6			R7 削減目標 (基準年度比)
			数量	R1(基準年度)比		
				数量	増減率	
コピー用紙購入量 (県立学校除く)	千枚	71,140	56,001	▲15,139	▲21.3%	▲15.0%
コピー用紙購入量 (県立学校分)	千枚	78,381	56,723	▲21,658	▲27.6%	▲15.0%
水の使用量	千m <sup>3</sup>	749	626	▲123	▲16.4%	▲5.0%
可燃ごみの排出量	千kg	897	907	+10	+1.1%	▲5.0%

### 【コピー用紙購入量】

コピー用紙購入量について、県立学校以外は21.3%の減少となっている。従来からの両面印刷や裏紙の再利用、文書管理システムの利用に加え、WEB会議の浸透や押印省略に伴う文書の電子化、財務総合システムの稼働が主な要因として挙げられる。

県立学校についても27.6%の減少となっており、タブレット端末の導入が主な要因として挙げられる。

### 【水の使用量】

水の使用量については、16.4%の減少となっている。節水の徹底に加え、自動水栓や節水型トイレの導入等が主な要因として挙げられる。

### 【可燃ごみの排出量】

可燃ごみの排出量については1.1%の増加となっている。コピー用紙や紙ごみの分別回収等による可燃ごみのリサイクル推進に取り組んだが、一部事業において業務量が増加したことが主な要因として挙げられる。

### 第3章 第6期計画

#### 1 計画の期間

2026（令和8）年度を初年度とする2030（令和12）年度までの5年間

#### 2 計画の対象

##### (1) 組織及び施設等の範囲

組織及び施設等の範囲は、地方機関等を含めた全ての機関とする。

（部局等名）

総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部

##### (2) 対象とする事務及び事業

上記機関が行う事務・事業を対象とする。ただし、指定管理者を指定した施設等民間に委託して行う事業等は含まない。

##### (3) 温室効果ガスの種類及び主な発生源等

計画の対象となる温室効果ガスは、法により下表の7物質とされている。また、県の事務・事業における各ガスの主な発生源は、下表のとおりである。

種類	主な発生源	本県の事務・事業における主な発生源
二酸化炭素	石油、石炭等化石燃料の燃焼等	・電気使用 ・燃料（ガソリン、灯油、重油等）の燃
メタン	稲作、家畜の消化管内発酵等	・家畜の消化管内発酵 ・ガソリン、軽油の燃焼
一酸化二窒素	燃料の燃焼、工業プロセス、農業等	・施肥 ・ガソリン、軽油の燃焼
ハイドロフルオロカーボン（13種）	スプレー製品の噴射剤、カーエアコン、冷蔵庫の冷媒等	・エアコン、カーエアコン、冷蔵庫等の冷媒
パーフルオロカーボン（7種）	半導体洗浄等	・県の事務事業からは発生しない。 （電子部品や電子装置の製造過程で使用される）
六ふっ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	・変電設備に封入される電気絶縁ガス。
三ふっ化窒素	半導体製造での関連装置の洗浄等	・県の事務事業からは発生しない。 （半導体製造での関連装置の洗浄等で使用される）

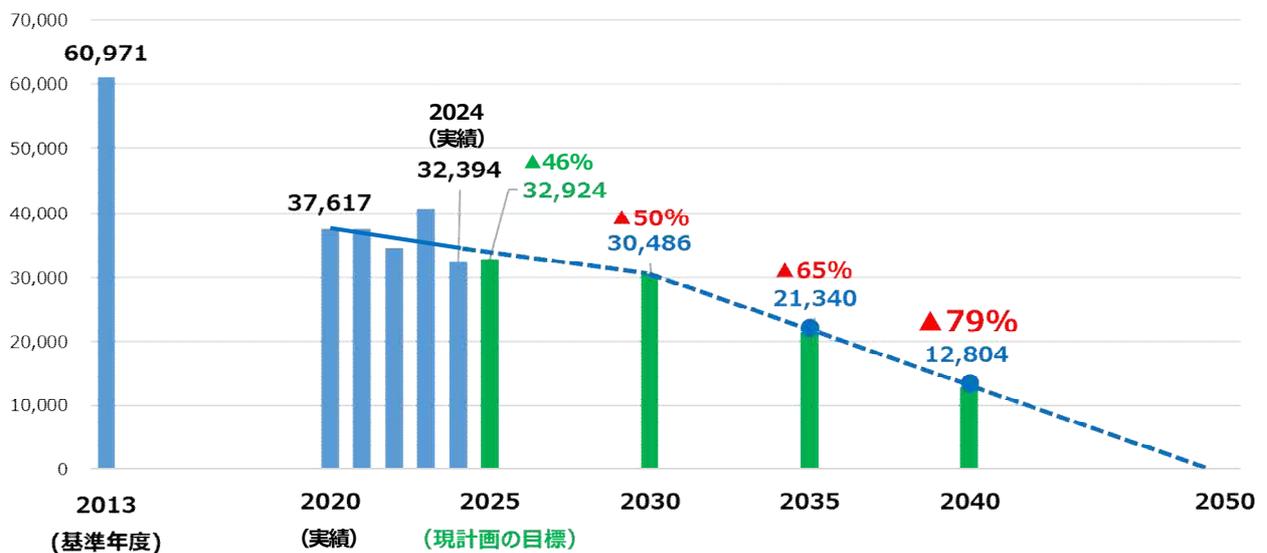
### 3 温室効果ガスの削減実績及び削減目標

#### ○削減目標

<温室効果ガス排出量>

2013（平成25）年度に対し、2030（令和12）年度における温室効果ガス総排出量を50%、2035（令和17）年度に65%、2040（令和22）年度に79%削減する。

大分県庁の温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）



#### ◆削減目標設定の考え方

国の政府実行計画の削減目標と同等の目標削減率に設定する。

### 4 温室効果ガス排出抑制に資する取組の目標

直接温室効果ガス排出量の算定対象ではないが、社会全体でみて温室効果ガスの排出を減じる効果のある取組を行う。

#### ○削減目標

2024（令和6）年度に対し、2030（令和12）年度までにコピー用紙の購入量を15%、水の使用量、可燃ごみの排出量を5%削減する。

○ 項目別数値

取組項目	基準年度 2024（令和6）年度	目標年度数値 2030（令和12）年度	削減目標
コピー用紙の購入量 （県立学校を除く）	56,001千枚	47,601千枚	15%削減
コピー用紙の購入量 （県立学校）	56,723千枚	48,215千枚	15%削減
水の使用量	626千m <sup>3</sup>	595千m <sup>3</sup>	5%削減
可燃ごみの排出量	907千kg	862千kg	

◆削減目標の設定の考え方

コピー用紙の購入量は、第5期計画の目標を引き継ぎ、さらに15%削減を目標として設定する。

水の使用量及び可燃ごみの排出量については、省エネ法に基づく年1%以上のエネルギー使用効率改善の努力義務に準じて、第5期計画と同じ5%の削減を目標として設定する。

## 5 具体的な取組

削減目標を達成するために、以下の取組を行う。

また、環境省が主導する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（デコ活）や環境に関する県民運動「グリーンアップおおいた」に資する取組も行う。

項目	職員の意識・行動による対策	施設管理、設備導入等の対策
電気、庁舎 冷暖房用等 燃料	<p><b>電灯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始業前の部分点灯</li> <li>・ 昼休みの全部消灯</li> <li>・ 超過勤務時の部分消灯</li> <li>・ 定時退庁日の取組徹底</li> <li>・ 廊下等の不要な照明の節電</li> </ul> <p><b>OA機器</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンの省エネモード（電源オプション）を活用した、不使用時のディスプレイOFF、休止状態の設定</li> <li>・ 省エネタップ利用及び不使用時のスイッチオフによる待機電力の削減</li> </ul> <p><b>空調等その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房装置、パッケージエアコンの運転管理 室内温度の目安 ： 冷房28℃、暖房19℃</li> <li>※ 体調管理等に配慮したうえで設定</li> <li>・ ブラインド等を活用した空調の効率化</li> <li>・ 移動時における階段利用の推進</li> <li>・ 電気製品等の必要最低限の設置・使用（テレビ、電気ストーブ等）</li> <li>退庁時や不使用時のコンセントOFF</li> <li>・ 全熱交換器フィルターや全熱交換ユニットの清掃を空調保守委託の仕様に含める。</li> </ul>	<p><b>電灯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設又は公用施設の照明について可能な限り早期にLEDの導入を進め、最速で2030年度までに100%の導入を目指す。</li> </ul> <p><b>OA機器</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複合機、コピー専用機、プリンターの適正配備</li> </ul> <p><b>再エネ導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置可能な県有施設（敷地を含む）について、日射条件や形状、設置可能面積等を勘案した上で、他の用途との調整を考慮しつつ、その性質上適さない場合を除き、太陽光発電設備等を最大限設置し、2030年度までに最大で50%以上の設置を目指す。</li> <li>※ 「その性質上適さない場合」とは、早期の売却が予定されている場合や建築物・土地の用途等から検討するまでもなく太陽光発電設備等の設置が困難であることが明らかである場合をいう。</li> <li>・ 再生可能エネルギー電力の調達を推進し、2030年度までに最大で60%以上の調達を目指す。</li> </ul> <p><b>省エネ推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築、改修時において公共施設又は公用施設のZEB化を目指し、可能な限り省エネ性能向上のための措置を講じる。</li> <li>・ 新築建築物については原則としてZEBReady相当（省エネ率▲50%）以上とする。</li> <li>・ 屋上緑化、敷地内緑化</li> <li>・ 省エネルギー型設備の導入</li> <li>・ 買い替え時等における省エネルギー型機器への転換</li> </ul>

ガソリン	<p><b>エコドライブの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急発進、急加速、空ふかしの禁止</li> <li>・不要な荷物の積載禁止</li> <li>・タイヤ空気圧の確認・調整</li> </ul> <p><b>移動における公共交通機関等の利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の可能な範囲での利用</li> <li>・短距離移動の場合の徒歩、自転車の利用</li> </ul>	<p><b>公用車</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の買い替え時等において、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車等の電動車を可能な限り導入し、最速2030年度100%の導入を目指す。</li> <li>※電動車は代替不可能なものを除く。</li> </ul>
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミスコピーの削減 (例) DocuWorks Desk で一度内容等を確認したうえで印刷 テストコピーを両面印刷済み用紙等で行う 等</li> <li>・両面コピー、2 in 1 コピーの徹底</li> <li>・内部検討資料等での裏紙利用</li> <li>・ペーパーレス会議の推進</li> <li>・不必要なFAX送信状の省略</li> <li>・FAX受信の両面印刷設定</li> <li>・行政文書管理システム等の利用</li> <li>・不必要なカラーコピーの削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクター等の積極的な活用</li> <li>・タブレット型端末やノートパソコン等を活用した協議・会議の実施</li> <li>・コピー用紙の裏紙使用箱の設置</li> <li>・電子申請システムの推進</li> </ul>
水の 使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面所、給湯室等での節水</li> <li>・水漏れ点検の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センサー式自動水栓及び節水型トイレ設置の拡大</li> </ul>
ごみの 排出量	<p><b>ごみの削減（リデュース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙等の廃棄削減</li> <li>・シュレッダー使用の限定化（機密文書等に係る使用のみ）</li> <li>・マイバッグの使用</li> <li>・割り箸の不使用（マイ箸）</li> <li>・水筒の持参（マイカップ、マイボトル）</li> </ul> <p><b>再利用（リユース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検討資料等での裏紙利用（再掲）</li> <li>・使用済封筒の再利用</li> <li>・ファイル、図面袋等の再使用</li> <li>・事務用品等の修理による長期使用</li> </ul> <p><b>再生利用（リサイクル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙ごみ、雑がみ等可燃ごみの分別</li> <li>・缶、瓶、ペットボトル等の分別</li> <li>・詰め替え可能製品の活用</li> </ul>	<p><b>再利用（リユース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙の裏紙使用箱の設置（再掲）</li> <li>・複合機の給紙トレイに裏紙をセット</li> </ul> <p><b>再生利用（リサイクル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクカートリッジのリサイクル（回収箱の設置等）</li> <li>・執務室等への分別回収箱の設置</li> </ul>

## ○その他（製品等の購入）

- ・グリーン購入特定調達品目については、調達基準を達成している製品を購入する。  
令和7年1月に「環境物品等の調達に推進に関する基本方針」が改定され、共通の判断の基準としてグリーンスチールの使用が追加されたので、これも考慮の上、関連製品の調達を行う。  
例) コピー用紙・・・総合評価値が80以上の製品を購入する 等
- ・グリーン購入特定調達品目でない場合でも、間伐材や大分県リサイクル認定製品等の再生材料から作られた製品の購入を推進する。
- ・フロン類を使用していない製品の購入を徹底する。

## 6 計画の推進・点検体制等

### (1) 計画の推進・点検体制

環境マネジメントシステムの一環として、同システム要綱第12条第1項に基づき、実行計画の進捗状況等については外部評価が行われる。

### (2) 研修及び啓発

#### ① 研修

- ・既存の研修制度への環境教育の導入
- ・エコオフィス活動推進員の研修

#### ② 啓発

- ・庁内掲示板（e-オフィスシステム全庁向けお知らせ）等による職員への情報提供及び啓発

## 7 実施状況の報告・公表

### (1) 実施状況の報告

環境管理責任者は、年1回温室効果ガス総排出量の算定及び計画推進状況をまとめ、環境管理委員会に報告する。

環境管理委員会は計画の進捗状況について点検し、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 実施状況の公表

実施状況については年1回公表する。